

特許料等の徴収規則

改正 2005.07.01 産業資源部令 第 291 号	一部改正 2013.06.24 産業通商資源部令 第 12 号
改正 2006.04.27 産業資源部令 第 332 号	一部改正 2014.02.21 産業通商資源部令 第 51 号
改正 2006.09.29 産業資源部令 第 363 号	一部改正 2014.06.30 産業通商資源部令 第 62 号
改正 2006.12.30 産業資源部令 第 389 号	一部改正 2014.12.31 産業通商資源部令 第 105 号
改正 2007.06.29 産業資源部令 第 401 号	一部改正 2015.07.29 産業通商資源部令 第 141 号
改正 2007.12.21 産業資源部令 第 439 号	一部改正 2015.10.29 産業通商資源部令 第 161 号
改正 2007.12.28 産業資源部令 第 424 号	一部改正 2016.03.25 産業通商資源部令 第 187 号
改正 2008.12.31 知識経済部令 第 46 号	一部改正 2016.07.29 産業通商資源部令 第 204 号
改正 2009.07.01 知識経済部令 第 82 号	他法改正 2016.09.01 産業通商資源部令 第 213 号
改正 2009.12.31 知識経済部令 第 110 号	他法改正 2016.10.04 産業通商資源部令 第 220 号
改正 2010.07.27 知識経済部令 第 139 号	一部改正 2017.02.28 産業通商資源部令 第 247 号
改正 2010.12.30 知識経済部令 第 160 号	一部改正 2018.04.06 産業通商資源部令 第 292 号
改正 2011.12.02 知識経済部令 第 220 号	一部改正 2019.07.09 産業通商資源部令 第 341 号
改正 2012.05.29 知識経済部令 第 253 号	一部改正 2019.12.31 産業通商資源部令 第 359 号
改正 2012.12.31 知識経済部令 第 280 号	一部改正 2021.02.15 産業通商資源部令 第 410 号

第 1 条(目的) この規則は「特許法」、「実用新案法」、「デザイン保護法」及び「商標法」で委任された特許料、登録料及び手数料とその納付方法及び納付期間、「地方税法」による登録免許税納付方法、「印紙税法」による印紙税納付方法、その他に必要な事項を規定することを目的とする。

第 2 条(特許料及び特許関連の手数料) ①「特許法」第 82 条第 1 項による出願関連の手数料は、次の各号のとおりである。

1. 特許出願料

- イ. 出願書を「特許法施行規則」第 1 条の 2 第 2 号による電子文書(以下“電子文書”という。)で提出する場合：每件 4 万 6 千ウォン。ただし、添付書類のうち明細書、図面及び要約書を特許庁に提供しないソフトウェアで作成し提出した場合(「特許法施行規則」第 21 条第 5 項により、臨時明細書を提出する場合は除く。)には每件 5 万 6 千ウォンとする。
- ロ. 出願書を書面で提出する場合：每件 6 万 6 千ウォンに出願書の添付書類のうち明細書、図面及び要約書の計が 20 面を超過する場合、超過する 1 面毎に 1 千ウォンを加算した金額
- ハ. 「特許法」第 42 条の 3 第 1 項により明細書及び図面を国語ではない言語で記した特許出願(以下“外国語特許出願”という。)の出願書を電子文書で提出する場合：每件 7 万 3 千ウォン
- ニ. 外国語特許出願の出願書を書面で提出する場合：每件 9 万 3 千ウォンに出願書の添付書類のうち明細書、図面及び要約書の計が 20 面を超過する場合、超過する 1 面毎に 1 千ウォンを加算した金額

2. 特許権の存続期間の延長登録出願料(法律第 3891 号特許法中改正法律第 53 条第 2 項の規定による延長承認申請料を含む。): 每件 30 万ウォン
3. 「特許法」第 52 条の規定による分割出願料: 特許権の新規出願料に該当する金額
4. 「特許法」第 53 条の規定による変更出願料: 特許権の新規出願料に該当する金額
5. 特許出願の優先権主張申請料
 - イ. 優先権主張申請を電子文書とする場合: 優先権主張毎に 1 万 8 千ウォン
 - ロ. 優先権主張申請を書面とする場合: 優先権主張毎に 2 万ウォン
6. 特許出願の優先権主張追加料
 - イ. 優先権主張申請を電子文書とする場合: 優先権主張毎に 1 万 8 千ウォン
 - ロ. 優先権主張申請を書面とする場合: 優先権主張毎に 2 万ウォン
- 6 の 2. 特許出願の公知等がされていない発明主張補完料
 - イ. 補完を電子文書で提出する場合: 補完毎に 1 万 8 千ウォン
 - ロ. 補完を書面で提出する場合: 補完毎に 2 万ウォン
7. 特許審査請求料: 每件 14 万 3 千ウォンに請求範囲の 1 項毎に 4 万 4 千ウォンを加算した金額
- 7 の 2. 特許出願の再審査請求料: 每件 10 万ウォンに請求範囲の 1 項毎に 1 万ウォンを加算した金額
8. 特許出願の優先審査申請料: 每件 20 万ウォン。ただし、該当の出願が「特許法施行令」第 10 条第 2 項による優先審査の対象ではないと決定されるか、その決定がある前に優先審査申請を放棄・取下げた場合には、4 万ウォンとする。
9. 特許審査請求後「特許法」第 47 条(同条第 1 項第 3 号は除く)による特許出願の補正で請求項(「特許法」第 47 条第 1 項第 1 号または第 2 号による意見書提出期間に補正した場合には該当期間内に最後に補正し追加される請求項のみをいう。)を追加する場合: 追加される請求項の 1 項毎に 4 万 4 千ウォン。
10. 補正料: 次の各目の金額。ただし、補正の基準及び補正料の納付対象に関する具体的な事項は特許庁長が告示する。
 - イ. 補正書を電子文書で提出する場合: 每件 4 千ウォン
 - ロ. 補正書を書面で提出する場合: 件毎 1 万 4 千ウォン。ただし、「特許法施行規則」第 21 条第 6 項により臨時明細書を補正する場合には、件毎 1 万 4 千ウォンに補正書及び添付書類の計が 20 面を超過する場合、超過する 1 面ごとに 1 千ウォンを加算した金額とする。
- 10 の 2. 「特許法」第 42 条の 3 第 6 項による国語翻訳文の誤訳訂正料: 次の各目の金額
 - イ. 誤訳訂正書を電子文書で提出する場合: 每件 7 万 1 千ウォンに請求範囲の 1 項毎に 2 万 2 千ウォンを加算した金額
 - ロ. 誤訳訂正書を書面で提出する場合: 每件 9 万 1 千ウォンに請求範囲の 1 項毎に 2 万 2 千ウォンを加算した金額
11. 「特許法」第 201 条第 1 項による国内書面提出期間が経過した後、補正期間以内に出願情報に関する書類を提出する場合の加算料: 出願料の 100 分の 50 に該当する金額。ただし、「特許法」第 203 条第 2 項による補正命令が発送される前に特許庁長へ書類が提出された場合は除外する。
- 11 の 2. 「特許法」第 201 条第 1 項の各号外の部分のただし書きによる国語翻訳文の提出期間延長料: 每件 2 万ウォン
- 11 の 3. 「特許法」第 201 条第 6 項による国語翻訳文の誤訳訂正料: 次の各目の金額。

- イ. 誤訳訂正書を電子文書で提出する場合： 每件 7 万 1 千ウォンに請求範囲の 1 項毎に 2 万 2 千ウォンを加算した金額
- ロ. 誤訳訂正書を書面で提出する場合： 每件 9 万 1 千ウォンに請求範囲の 1 項毎に 2 万 2 千ウォンを加算した金額

12. 出願人変更申告料

イ. 相続による場合

- 1) 出願人変更申告を電子文書とする場合： 每件 5 千ウォン
- 2) 出願人変更申告を書面とする場合： 每件 6 千 5 百ウォン

ロ. 法人の分割・合併による場合

- 1) 出願人変更申告を電子文書とする場合： 每件 5 千ウォン
- 2) 出願人変更申告を書面とする場合： 每件 6 千 5 百ウォン

ハ. 「企業構造調整促進法」第 8 条第 1 項による約定を締結した企業が経営正常化計画の履行のために行う営業譲渡の場合

- 1) 出願人変更申告を電子文書とする場合： 每件 5 千ウォン
- 2) 出願人変更申告を書面とする場合： 每件 6 千 5 百ウォン

ニ. イ目からハ目までの規定外の事由による場合

- 1) 出願人変更申告を電子文書とする場合： 每件 1 万 1 千ウォン
- 2) 出願人変更申告を書面とする場合： 每件 1 万 3 千ウォン

13. 法定期間延長申請料

- イ. 1 回： 每件 2 万ウォン
- ロ. 2 回： 每件 3 万ウォン
- ハ. 3 回： 每件 6 万ウォン
- ニ. 4 回： 每件 12 万ウォン
- ホ. 5 回以上： 每件 24 万ウォン

13 の 2. 指定期間延長申請料

- イ. 延長期間のうち 1 ヶ月以下の該当分： 2 万ウォン
- ロ. 延長期間のうち 1 ヶ月超過 2 ヶ月以下の該当分： 3 万ウォン
- ハ. 延長期間のうち 2 ヶ月超過 3 ヶ月以下の該当分： 6 万ウォン
- ニ. 延長期間のうち 3 ヶ月超過 4 ヶ月以下の該当分： 12 万ウォン
- ホ. 延長期間のうち 4 ヶ月超過の該当分： 1 ヶ月毎に 24 万ウォン

14. 期間経過救済申請料

- イ. 期間経過救済申請書を電子文書で提出する場合： 每件 1 万 5 千ウォン
- ロ. 期間経過救済申請書を書面で提出する場合： 每件 1 万 7 千ウォン

15. 削除

②「特許法」第 79 条第 1 項及び第 2 項による特許料及びその他の特許登録関連の手数料は、次の各号のとおりである。

- 1. 特許料： 別表 1 のとおりである。
- 2. 特許権の移転登録料

- イ. 相続による場合： 每件 1 万 4 千ウォン
- ロ. 法人の分割・合併による場合： 每件 1 万 4 千ウォン
- ハ. 「企業構造調整促進法」第 8 条第 1 項の規定による約定を締結した企業が経営正常化計画の履行のために行う営業譲渡の場合： 每件 1 万 4 千ウォン
- ニ. イ目乃至ハ目外の事由による場合： 每件 5 万 3 千ウォン
- 3. 特許権の実施権設定またはその保存登録料
 - イ. 専用実施権： 每件 7 万 2 千ウォン
 - ロ. 通常実施権： 每件 4 万 3 千ウォン
- 4. 特許権、特許権の専用実施権または通常実施権を目的とする質権の設定登録または処分の制限登録料： 每件 8 万 4 千ウォン。ただし、会社の整理、破産または和議に関連して法院の嘱託による処分の制限登録または国家が公益のために申請する処分の制限登録の場合に処分の制限登録料は、これを徴収しない。
- 5. 第 3 号の規定による実施権または第 4 号の規定による質権の移転登録料
 - イ. 相続による場合： 每件 1 万 4 千ウォン
 - ロ. 法人の分割・合併による場合： 每件 1 万 4 千ウォン
 - ハ. 「企業構造調整促進法」第 8 条第 1 項の規定による約定を締結した企業が経営正常化計画の履行のために行う営業譲渡の場合： 每件 1 万 4 千ウォン
 - ニ. イ目乃至ハ目外の事由による場合： 每件 4 万 3 千ウォン
- 6. 登録事項の更正・変更(行政区域または地番の変更による場合及び登録名義人の表示変更または更正による場合は除く。)・取消または回復登録料： 每件 5 千ウォン
- 7. 仮登録料： 每件 1 万 3 千ウォン
- 7 の 2. 仮登録に対する処分の制限登録料： 每件 1 万 3 千ウォン
- 8. 信託登録またはその変更登録料： 每件 2 万ウォン
- 9. 削除
- 10. 「特許法」第 107 条の規定による通常実施権設定に関する裁定請求料または「特許法」第 114 条の規定による裁定の取消申請料： 每件 2 万 6 千ウォン
- 11. 削除
- ③「特許法」第 82 条による審判請求関連の手数料は、次の各号のとおりである。
 - 1. 拒絶決定不服審判・訂正審判または訂正無効審判請求料： 次の各目の金額。ただし、拒絶決定不服審判の場合、請求範囲項数算定に関する具体的事項は特許審判院長が定めて告示する。
 - イ. 請求書を電子文書で提出する場合： 每件 15 万ウォンに特許出願または特許権の請求範囲の 1 項毎に 1 万 5 千ウォンを加算した金額
 - ロ. 請求書を書面で提出する場合： 每件 17 万ウォンに特許出願または特許権の請求範囲の 1 項毎に 1 万 5 千ウォンを加算した金額
 - 2. 削除
 - 3. 無効審判、特許権存続期間延長登録の無効審判、権利範囲確認審判または通常実施権許与審判請求料： 直接的に審判請求の理由がある請求項に対して第 1 号により算定した金額。ただし、「特許法」第 132 条の 2 による特許取消申請の場合には每件 1 万 1 千ウォンとする。

4. 再審請求料：原審判の種類により第1号乃至第3号の規定により算定した金額
5. 訂正請求料
 - イ. 訂正請求書を電子文書で提出する場合：每件3万ウォンに請求範囲の1項毎に7千ウォンを加算した金額。ただし、従前の「特許法」(2006年3月3日法律第7871号に改正される前のものをいう。)第69条により「特許法施行規則」別紙第32号書式の記載要領第9号二目(1)による特許異議申立に関連する訂正請求については每件2万6千ウォン
 - ロ. 訂正請求書を書面で提出する場合：每件4万ウォンに請求範囲の1項毎に7千ウォンを加算した金額。ただし、従前の「特許法」(2006年3月3日法律第7871号に改正される前のものをいう)第69条により「特許法施行規則」別紙第32号書式の記載要領第9号二目(1)による特許異議申立に関連する訂正請求については每件3万6千ウォン
 - ハ. 「特許法施行規則」第10条第4項により訂正明細書と図面を援用した訂正請求書を提出する場合：免除
6. 補正料：次の各目の金額。ただし、補正の基準及び補正料の納付対象に関する具体的事項は特許庁長が告示する。
 - イ. 補正書を電子文書で提出する場合：每件4千ウォン
 - ロ. 補正書を書面で提出する場合：每件1万4千ウォン
7. 審判または再審請求の参加申請料
 - イ. 当事者参加
 - 1) 参加申請を電子文書とする場合：每件14万2千ウォン
 - 2) 参加申請を書面とする場合：每件15万ウォン
 - ロ. 補助参加
 - 1) 参加申請を電子文書とする場合：每件1万6千ウォン
 - 2) 参加申請を書面とする場合：每件1万8千ウォン
8. 審判官の除斥・忌避申請料
 - イ. 除斥・忌避申請を電子文書とする場合：每件1千ウォン
 - ロ. 除斥・忌避申請を書面とする場合：每件1千5百ウォン
9. 費用額決定の請求料：每件5百ウォン
10. 執行文正本の請求料：每件4百ウォン
11. 法定期間延長申請料または期日変更申請料
 - イ. 1回：每件2万ウォン
 - ロ. 2回：每件3万ウォン
 - ハ. 3回：每件6万ウォン
 - ニ. 4回：每件12万ウォン
 - ヘ. 5回以上：每件24万ウォン
- 11の2. 指定期間延長申請料
 - イ. 延長期間のうち一ヶ月以下の該当分：2万ウォン
 - ロ. 延長期間のうち一ヶ月超過2ヶ月以下の該当分：3万ウォン
 - ハ. 延長期間のうち2ヶ月超過3ヶ月以下の該当分：6万ウォン
 - ニ. 延長期間のうち3ヶ月超過4ヶ月以下の該当分：12万ウォン

ホ. 延長期間のうち4ヶ月超過の該当分: 1ヶ月毎に24万ウォン

12. 期間経過救済申請料

イ. 期間経過救済申請書を電子文書で提出する場合: 每件1万5千ウォン

ロ. 期間経過救済申請書を書面で提出する場合: 每件1万7千ウォン

第3条(実用新案登録料及び実用新案関連の手数料) ①「実用新案法」第17条第1項による出願関連の手数料は、次の各号のとおりである。

1. 実用新案登録出願料

イ. 出願書を電子文書で提出する場合: 每件2万ウォン。ただし、添付書類のうち明細書、図面及び要約書の特許庁で提供しないソフトウェアで作成し提出した場合(「実用新案法施行規則」第3条第5項により、臨時明細書を提出する場合は除く。)には每件2万5千ウォンとする。

ロ. 出願書を書面で提出する場合: 每件3万ウォンに出願書の添付書類のうち明細書、図面及び要約書の計が20面を超過する場合、超過する1面毎に1千ウォンを加算した金額

ハ. 「実用新案法」第8条の3第1項により明細書及び図面を国語ではない言語で記した実用新案登録出願(以下“外国語実用新案登録出願”という。)の出願書を電子文書で提出する場合: 每件3万2千ウォン

ニ. 外国語実用新案登録出願の出願書を書面で提出する場合: 每件4万2千ウォンに出願書の添付書類のうち明細書、図面及び要約書の計が20面を超過する場合、超過する1面毎に1千ウォンを加算した金額

2. 「実用新案法」第11条により準用される「特許法」第52条の規定による分割出願料: 実用新案権の新規出願料に該当する金額

2の2. 実用新案権の存続期間延長登録出願料: 每件15万ウォン

3. 「実用新案法」第10条による変更出願料: 実用新案権の新規出願料に該当する金額

4. 実用新案登録出願の優先権主張申請料

イ. 優先権主張申請を電子文書とする場合: 優先権主張毎に1万8千ウォン

ロ. 優先権主張申請を書面とする場合: 優先権主張毎に2万ウォン

5. 実用新案登録出願の優先権主張追加料

イ. 優先権主張申請を電子文書とする場合: 優先権主張毎に1万8千ウォン

ロ. 優先権主張申請を書面とする場合: 優先権主張毎に2万ウォン

5の2. 実用新案登録出願の公知等がされていない考案主張補完料

イ. 補完を電子文書で提出する場合: 補完毎に1万8千ウォン

ロ. 補完を書面で提出する場合: 補完毎に2万ウォン

6. 実用新案審査請求料: 每件7万1千ウォンに請求範囲の1項毎に1万9千ウォンを加算した金額

6の2. 実用新案登録出願の再審査請求料: 每件5万ウォンに請求範囲の1項毎に5千ウォンを加算した金額

7. 実用新案登録出願の優先審査申請料: 每件10万ウォン。ただし、その出願が「実用新案法施行令」第6条第2項による優先審査の対象でないと決定されるか、その決定がある前に優先審査申請を放棄・取下げた場合には、2万ウォンとする。

7の2. 実用新案審査請求後「実用新案法」第11条により準用される「特許法」第47条(同条第1項第3号は除く)による実用新案登録出願の補正で請求項(「実用新案法」第11条により実用新案出願の補正に関して準用される「特許法」第47条第1項第1号または第2号による意見書提出期間に補正した場合には該当期間内に最後に補正して追加される請求項のみをいう。)を追加する場合: 追加される請求項の1項毎に1万9千ウォン

8. 補正料：次の各目の金額。ただし、補正の基準及び補正料の納付対象に関する具体的事項は特許庁長が告示する。

イ. 補正書を電子文書で提出する場合：每件 4 千ウォン

ロ. 補正書を書面で提出する場合：件ごと 1 万 4 千ウォン。ただし、「実用新案法施行規則」第 3 条第 6 項により臨時明細書を補正する場合には、件ごと 1 万 4 千ウォンに補正書及び添付書類の計が 20 面を超過する場合、超過する 1 面ごとに 1 千ウォンを加算した金額とする。

8 の 2. 「実用新案法」第 8 条の 3 第 6 項による国語翻訳分の誤訳訂正料：次の各目の金額

イ. 誤訳訂正書を電子文書で提出する場合：每件 3 万 5 千ウォンに請求範囲の 1 項毎に 9 千ウォンを加算した金額

ロ. 誤訳訂正書を書面で提出する場合：每件 4 万 5 千ウォンに請求範囲の 1 項毎に 9 千ウォンを加算した金額

9. 「実用新案法」第 35 条第 1 項による国内書面提出期間が経過した後、補正期間以内に出願情報に関する書類を提出する場合の加算料：出願料の 100 分の 50 に該当する金額。ただし、「実用新案法」第 41 条により準用される「特許法」第 203 条第 2 項による補正命令が発送される前に特許庁長に書類が提出された場合は除外する。

9 の 2. 「実用新案法」第 35 条第 1 項各号外の部分のただし書きによる国語翻訳文提出期間延長料：每件 2 万ウォン

9 の 3. 「実用新案法」第 35 条第 6 項による国語翻訳文の誤訳訂正料：次の各目の金額

イ. 誤訳訂正書を電子文書で提出する場合：每件 3 万 5 千ウォンに請求範囲の 1 項毎に 9 千ウォンを加算した金額

ロ. 誤訳訂正書を書面で提出する場合：每件 4 万 5 千ウォンに請求範囲の 1 項毎に 9 千ウォンを加算した金額

10. 出願人変更申告料

イ. 相続による場合

1) 出願人変更申告を電子文書でする場合：每件 5 千ウォン

2) 出願人変更申告を書面でする場合：每件 6 千 5 百ウォン

ロ. 法人の分割・合併による場合

1) 出願人変更申告を電子文書でする場合：每件 5 千ウォン

2) 出願人変更申告を書面でする場合：每件 6 千 5 百ウォン

ハ. 「企業構造調整促進法」第 8 条第 1 項による約定を締結した企業が経営正常化計画の履行のために行う営業譲渡の場合

1) 出願人変更申告を電子文書でする場合：每件 5 千ウォン

2) 出願人変更申告を書面でする場合：每件 6 千 5 百ウォン

ニ. イ目からハ目までの規定外の事由による場合

1) 出願人変更申告を電子文書でする場合：每件 1 万 1 千ウォン

2) 出願人変更申告を書面でする場合：每件 1 万 3 千ウォン

11. 法定期間延長申請料

イ. 1 回：每件 2 万ウォン

ロ. 2 回：每件 3 万ウォン

ハ. 3 回：每件 6 万ウォン

ニ. 4回: 每件 12 万ウォン

ホ. 5回以上: 每件 24 万ウォン

11 の 2. 指定期間延長申請料

イ. 延長期間のうち 1ヶ月以下の該当分: 2 万ウォン

ロ. 延長期間のうち 1ヶ月超過 2ヶ月以下の該当分: 3 万ウォン

ハ. 延長期間のうち 2ヶ月超過 3ヶ月以下の該当分: 6 万ウォン

ニ. 延長期間のうち 3ヶ月超過 4ヶ月以下の該当分: 12 万ウォン

ホ. 延長期間のうち 4ヶ月超過の該当分: 1ヶ月毎に 24 万ウォン

12. 期間経過救済申請料

イ. 期間経過救済申請書を電子文書で提出する場合: 每件 1 万 5 千ウォン

ロ. 期間経過救済申請書を書面で提出する場合: 每件 1 万 7 千ウォン

13. 削除

②「実用新案法」第 16 条第 1 項及び第 2 項による実用新案登録料及びその他の実用新案登録関連の手数料は、次の各号のとおりである。

1. 実用新案登録料: 別表 2 のとおりである。

2. 実用新案権の移転登録料

イ. 相続による場合: 每件 1 万 4 千ウォン

ロ. 法人の分割・合併による場合: 每件 1 万 4 千ウォン

ハ. 「企業構造調整促進法」第 8 条第 1 項による約定を締結した企業が経営正常化計画の履行のために行う営業譲渡の場合: 每件 1 万 4 千ウォン

ニ. イ目乃至ハ目外の事由による場合: 每件 4 万ウォン

3. 実用新案権の実施権設定またはその保存登録料

イ. 専用実施権: 每件 7 万 2 千ウォン

ロ. 通常実施権: 每件 4 万 3 千ウォン

4. 実用新案権、実用新案権の専用実施権または通常実施権を目的とする質権の設定登録または処分の制限登録料: 每件 8 万 4 千ウォン。ただし、会社の整理、破産または和議に関連し法院の嘱託による処分の制限登録または国家が公益のために申請する処分の制限登録の場合に処分の制限登録料は、これを徴収しない。

5. 第 3 号による実施権または第 4 号による質権の移転登録料

イ. 相続による場合: 每件 1 万 4 千ウォン

ロ. 法人の分割・合併による場合: 每件 1 万 4 千ウォン

ハ. 「企業構造調整促進法」第 8 条第 1 項による約定を締結した企業が経営正常化計画の履行のために行う営業譲渡の場合: 每件 1 万 4 千ウォン

ニ. イ目乃至ハ目外の事由による場合: 每件 4 万 3 千ウォン

6. 登録事項の更正・変更(行政区域または地番の変更による場合及び登録名義人の表示変更または更正による場合は除く)・取消または回復登録料: 每件 5 千ウォン

7. 仮登録料: 每件 1 万 3 千ウォン

7 の 2. 仮登録料に対する処分の制限登録料: 每件 1 万 3 千ウォン

8. 信託登録またはその変更登録料： 每件 2 万ウォン
 9. 削除
 10. 「実用新案法」第 28 条により準用される「特許法」第 107 条による通常実施権設定に関する裁定請求料または「実用新案法」第 28 条により準用される「特許法」第 114 条による裁定の取消申請料： 每件 2 万 6 千ウォン
 11. 削除
- ③「実用新案法」第 17 条による審判請求関連の手数料は、次の各号のとおりである。
1. 拒絶決定不服審判・訂正審判または訂正無効審判請求料： 次の各目の金額。ただし、拒絶決定不服審判の場合、請求範囲の項数算定に関する具体的事項は特許審判院長が定めて告示する。
 - イ. 請求書を電子文書で提出する場合： 每件 15 万ウォンに実用新案登録出願または実用新案権の請求範囲の 1 項毎に 1 万 5 千ウォンを加算した金額
 - ロ. 請求書を書面で提出する場合： 每件 17 万ウォンに実用新案登録出願または実用新案権の請求範囲の 1 項毎に 1 万 5 千ウォンを加算した金額
 2. 削除
 3. 無効審判、存続期間延長登録無効審判、権利範囲確認審判、通常実施権許与審判請求料： 直接的に審判請求の理由がある請求項に対して第 1 号により算定した金額。ただし、「実用新案法」第 30 条の 2 による実用新案登録取消申請の場合には、每件 1 万 1 千ウォンとする。
 4. 再審請求料： 原審判の種類により第 1 号乃至第 3 号の規定により算定した金額
 5. 訂正請求料
 - イ. 訂正請求書を電子文書で提出する場合： 每件 3 万ウォンに請求範囲の 1 項毎に 7 千ウォンを加算した金額。ただし、従前の「実用新案法」(2006 年 3 月 3 日法律第 7872 号で改正される前のものをいう。)第 47 条及び第 21 条により「特許法施行規則」別紙第 32 号書式の記載要領第 9 号二目(2)及び同号ホ目による実用新案登録異議申立または実用新案技術評価に関連する訂正請求に対しては每件 2 万 6 千ウォン
 - ロ. 訂正請求書を書面で提出する場合： 每件 4 万ウォンに請求範囲の 1 項毎に 7 千ウォンを加算した金額。ただし、従前の「実用新案法」(2006 年 3 月 3 日法律第 7872 号で改正される前のものをいう。)第 47 条及び第 21 条により「特許法施行規則」別紙第 32 号書式の記載要領第 9 号二目(2)及び同号ホ目による実用新案登録異議申立または実用新案技術評価に関連する訂正請求に対しては每件 3 万 6 千ウォン
 - ハ. 「実用新案法施行規則」第 17 条により準用される「特許法施行規則」第 10 条第 4 項により訂正明細書と図面を援用した訂正請求書を提出する場合： 免除
 6. 補正料： 次の各目の金額。ただし、補正の基準及び補正料の納付対象に関する具体的な事項は特許庁長が告示する。
 - イ. 補正書を電子文書で提出する場合： 每件 4 千ウォン
 - ロ. 補正書を書面で提出する場合： 每件 1 万 4 千ウォン
 7. 審判または再審請求の参加申請料
 - イ. 当事者参加
 - 1) 参加申請を電子文書でする場合： 每件 14 万 2 千ウォン
 - 2) 参加申請を書面でする場合： 每件 15 万ウォン
 - ロ. 補助参加
 - 1) 参加申請を電子文書でする場合： 每件 1 万 6 千ウォン

- 2) 参加申請を書面とする場合： 每件 1 万 8 千ウォン
- 8. 審判官の除斥・忌避申請料
 - イ. 除斥・忌避申請を電子文書とする場合： 每件 1 千ウォン
 - ロ. 除斥・忌避申請を書面とする場合： 每件 1 千 5 百ウォン
- 9. 費用額決定の請求料： 每件 5 百ウォン
- 10. 執行文正本の請求料： 每件 4 百ウォン
- 11. 法定期間延長申請料または期日変更申請料
 - イ. 1 回： 每件 2 万ウォン
 - ロ. 2 回： 每件 3 万ウォン
 - ハ. 3 回： 每件 6 万ウォン
 - ニ. 4 回： 每件 12 万ウォン
 - ホ. 5 回以上： 每件 24 万ウォン
- 11 の 2. 指定期間延長申請料
 - イ. 延長期間のうち 1 ヶ月以下の該当分： 2 万ウォン
 - ロ. 延長期間のうち 1 ヶ月超過 2 ヶ月以下の該当分： 3 万ウォン
 - ハ. 延長期間のうち 2 ヶ月超過 3 ヶ月以下の該当分： 6 万ウォン
 - ニ. 延長期間のうち 3 ヶ月超過 4 ヶ月以下の該当分： 12 万ウォン
 - ホ. 延長期間のうち 4 ヶ月超過の該当分： 1 ヶ月毎に 24 万ウォン
- 12. 期間経過救済申請料
 - イ. 期間経過救済申請書を電子文書で提出する場合： 每件 1 万 5 千ウォン
 - ロ. 期間経過救済申請書を書面で提出する場合： 每件 1 万 7 千ウォン

第 4 条(デザイン登録料及びデザイン関連手数料) ①「デザイン保護法」第 85 条第 1 項による出願関連手数料は次の各号のとおりである。

- 1. デザイン登録出願料
 - イ. 審査登録出願書を電子文書で提出する場合： 1 デザイン毎に 9 万 4 千ウォン。ただし、添付書類のうち図面を特許庁で提供しないソフトウェアで作成し提出する場合には每件 9 万 9 千ウォンとする。
 - ロ. 審査登録出願書を書面で提出する場合： 1 デザイン毎に 10 万 4 千ウォン
 - ハ. 一部審査登録出願書を電子文書で提出する場合： 1 デザイン毎に 4 万 5 千ウォン。ただし、添付書類のうち図面を特許庁で提供しないソフトウェアで作成し提出する場合には每件 5 万ウォンとする。
 - ニ. 一部審査登録出願書を書面で提出する場合： 1 デザイン毎に 5 万 5 千ウォン。
- 2. 「デザイン保護法」第 50 条による分割出願料： デザイン権の新規出願料に該当する金額。ただし、次の各目の場合には、それに該当する金額とする。
 - イ. 複数デザイン登録出願の一部の一連番号デザインに対する分割出願を電子文書とする場合： 1 デザイン毎に 1 万ウォン。ただし、一部審査登録出願を審査登録出願で分割出願する場合には 1 デザイン毎に 5 万 9 千ウォンとする。

- ロ. 複数デザイン登録出願の一部の一連番号デザインに対する分割出願を書面とする場合：1デザイン毎に2万ウォン。ただし、一部審査登録出願を審査登録出願で分割出願する場合には1デザイン毎に6万9千ウォンとする。
3. 削除
4. 削除
5. デザイン登録出願の優先権主張申請料
- イ. 優先権主張申請を電子文書とする場合：優先権主張毎に1万8千ウォン
- ロ. 優先権主張申請を書面とする場合：優先権主張毎に2万ウォン
6. デザイン登録出願の優先審査申請料：1デザイン毎に7万ウォン。ただし、該当出願が「デザイン保護法施行令」第7条第2項による優先審査の対象ではないと決定されるか、その決定がある前に優先審査申請を放棄・取下げた場合には、1万4千ウォンとする。
7. 補正料：次の各目の金額。ただし、補正の基準及び補正料の納付対象に関する具体的事項は、特許庁長が告示する。
- イ. 補正書を電子文書で提出する場合：1デザイン毎に4千ウォン。ただし、デザイン一部審査登録出願をデザイン審査登録出願に変更する補正をする場合には1デザイン毎に5万3千ウォンとする。
- ロ. 補正書を書面で提出する場合：1デザイン毎に1万4千ウォン。ただし、デザイン一部審査登録出願をデザイン審査登録出願に変更する補正をする場合には1デザイン毎に6万3千ウォンとする。
- ハ. 削除
- ニ. 削除
- ホ. 「デザイン保護法」第64条による補正書を電子文書で提出する場合：1デザイン毎に3万ウォン。ただし、一部審査登録出願を審査登録出願に変更する補正をする場合には1デザイン毎に7万9千ウォンとする。
- ヘ. 「デザイン保護法」第64条による補正書を書面で提出する場合：1デザイン毎に4万ウォン。ただし、デザイン一部審査登録出願をデザイン審査登録出願に変更する補正をする場合には1デザイン毎に8万9千ウォンとする。
8. 秘密デザイン請求料
- イ. 秘密デザイン請求書を電子文書で提出する場合：1デザイン毎に1万8千ウォン
- ロ. 秘密デザイン請求書を書面で提出する場合：1デザイン毎に2万ウォン
9. デザイン登録出願公開申請料
- イ. デザイン登録出願公開申請書を電子文書で提出する場合：1デザイン毎に2万1千ウォン
- ロ. デザイン登録出願公開申請書を書面で提出する場合：1デザイン毎に2万4千ウォン
- 9の2. 「デザイン保護法」第38条第3項によるデザイン登録出願に対する手続補完料：次の各目の金額
- イ. 手続補完書を電子文書で提出する場合：1デザイン毎に4千ウォン
- ロ. 手続補完書を書面で提出する場合：1デザイン毎に1万4千ウォン
10. 出願人変更申告料
- イ. 相続による場合
- 1) 出願人変更申告を電子文書とする場合：每件5千ウォン
- 2) 出願人変更申告を書面とする場合：每件6千5百ウォン
- ロ. 法人の分割・合併による場合

- 1) 出願人変更申告を電子文書とする場合： 每件 5 千ウォン
- 2) 出願人変更申告を書面とする場合： 每件 6 千 5 百ウォン

ハ. 「企業構造調整促進法」第 8 条第 1 項による約定を締結した企業が経営正常化計画の履行のために行う営業譲渡の場合

- 1) 出願人変更申告を電子文書とする場合： 每件 5 千ウォン
- 2) 出願人変更申告を書面とする場合： 每件 6 千 5 百ウォン

ニ. イ目からハ目までの規定外の事由による場合

- 1) 出願人変更申告を電子文書とする場合： 每件 1 万 1 千ウォン
- 2) 出願人変更申告を書面とする場合： 每件 1 万 3 千ウォン

11. 法定期間延長申請料

- イ. 1 回： 每件 2 万ウォン
- ロ. 2 回： 每件 3 万ウォン
- ハ. 3 回： 每件 6 万ウォン
- ニ. 4 回： 每件 12 万ウォン
- ホ. 5 回以上： 每件 24 万ウォン

11 の 2. 指定期間延長申請料

- イ. 延長期間のうち 1 ヶ月以下の該当分： 2 万ウォン
- ロ. 延長期間のうち 1 ヶ月超過 2 ヶ月以下の該当分： 3 万ウォン
- ハ. 延長期間のうち 2 ヶ月超過 3 ヶ月以下の該当分： 6 万ウォン
- ニ. 延長期間のうち 3 ヶ月超過 4 ヶ月以下の該当分： 12 万ウォン
- ホ. 延長期間のうち 4 ヶ月超過の該当分： 1 ヶ月毎に 24 万ウォン

12. 期間経過救済申請料

- イ. 期間経過救済申請書を電子文書で提出する場合： 每件 1 万 5 千ウォン
- ロ. 期間経過救済申請書を書面で提出する場合： 每件 1 万 7 千ウォン

13. 異議申立料： 1 デザイン毎に 5 万ウォン

②「デザイン保護法」第 79 条によるデザイン登録料(関連デザイン登録料を含む。以下同じ。)及びその他のデザイン登録関連手数料は、次の各号のとおりである。

1. デザイン登録料： 別表 3 のとおりである。
2. デザイン権(関連デザイン権を含む。以下同じ。)の移転登録料は次の各目の金額。
 - イ. 相続による場合： 每件 1 万 4 千ウォン
 - ロ. 法人の分割・合併による場合： 每件 1 万 4 千ウォン
 - ハ. 「企業構造調整促進法」第 8 条第 1 項による約定を締結した企業が経営正常化計画の履行のために行う営業譲渡の場合： 每件 1 万 4 千ウォン
 - ニ. イ目乃至ハ目外の事由による場合： 每件 4 万ウォン
3. デザイン権の実施権設定またはその保存登録料
 - イ. 専用実施権： 每件 7 万 2 千ウォン
 - ロ. 通常実施権： 每件 4 万 3 千ウォン

4. デザイン権、デザイン権の専用実施権または通常実施権を目的とする質権の設定登録または処分の制限登録料： 每件 8 万 4 千ウォン。ただし、会社の整理、破産または和議に関連して法院の囑託による処分の制限登録または国家が公益のために申請する処分の制限登録の場合に処分の制限登録料は、これを徴収しない。
 5. 第 3 号による実施権または第 4 号による質権の移転登録料
 - イ. 相続による場合： 每件 1 万 4 千ウォン
 - ロ. 法人の分割・合併による場合： 每件 1 万 4 千ウォン
 - ハ. 「企業構造調整促進法」第 8 条第 1 項による約定を締結した企業が経営正常化計画の履行のために行う営業譲渡の場合： 每件 1 万 4 千ウォン
 - ニ. イ目乃至ハ目外の事由による場合： 每件 4 万 3 千ウォン
 6. 登録事項の更正・変更(行政区域または地番の変更による場合及び登録名義人の表示変更または更正による場合は除く。)・取消または回復登録料： 每件 5 千ウォン
 7. 仮登録料： 每件 1 万 3 千ウォン
 - 7 の 2. 仮登録に対する処分の制限登録料： 每件 1 万 3 千ウォン
 8. 信託登録またはその変更登録料： 每件 2 万ウォン
- ③「デザイン保護法」第 85 条による審判請求関連手数料は次の各号のとおりである。
1. 拒絶決定不服審判請求料： 次の各目の金額。ただし、デザイン数の算定に関する具体的事項は特許審判院長が定めて告示する。
 - イ. 請求書を電子文書で提出する場合： 1 デザイン毎に 24 万ウォン
 - ロ. 請求書を書面で提出する場合： 1 デザイン毎に 26 万ウォン
 2. 補正却下決定不服審判請求料
 - イ. 請求書を電子文書で提出する場合： 每件 20 万ウォン
 - ロ. 請求書を書面で提出する場合： 每件 22 万ウォン
 3. 取消決定不服審判、無効審判、権利範囲確認審判、通常実施権許与審判請求料： 直接的に審判請求の理由があるデザインに対して第 1 号の規定により算定した金額
 4. 再審請求料： 原審判の種類により第 1 号乃至第 3 号の規定により算定した金額
 5. 補正料： 次の各目の金額。ただし、補正の基準及び補正料の納付対象に関する具体的事項は特許庁長が告示する。
 - イ. 補正書を電子文書で提出する場合： 每件 4 千ウォン
 - ロ. 補正書を書面で提出する場合： 每件 1 万 4 千ウォン
 6. 審判または再審請求の参加申請料
 - イ. 当事者参加
 - 1) 参加申請を電子文書でする場合： 每件 14 万 2 千ウォン
 - 2) 参加申請を書面でする場合： 每件 15 万ウォン
 - ロ. 補助参加
 - 1) 参加申請を電子文書でする場合： 每件 1 万 6 千ウォン
 - 2) 参加申請を書面でする場合： 每件 1 万 8 千ウォン
 7. 審判官の除斥・忌避申請料
 - イ. 除斥・忌避申請を電子文書でする場合： 每件 1 千ウォン

ロ. 除斥・忌避申請を書面でする場合： 每件 1 千 5 百ウォン

8. 費用額決定の請求料： 每件 5 百ウォン

9. 執行文正本の請求料： 每件 4 百ウォン

10. 法定期間延長申請料または期日変更申請料

イ. 1 回： 每件 2 万ウォン

ロ. 2 回： 每件 3 万ウォン

ハ. 3 回： 每件 6 万ウォン

ニ. 4 回： 每件 12 万ウォン

ホ. 5 回以上： 每件 24 万ウォン

10 の 2. 指定期間延長申請料

イ. 延長期間のうち 1 ヶ月以下の該当分： 2 万ウォン

ロ. 延長期間のうち 1 ヶ月超過 2 ヶ月以下の該当分： 3 万ウォン

ハ. 延長期間のうち 2 ヶ月超過 3 ヶ月以下の該当分： 6 万ウォン

ニ. 延長期間のうち 3 ヶ月超過 4 ヶ月以下の該当分： 12 万ウォン

ホ. 延長期間のうち 4 ヶ月超過の該当分： 1 ヶ月毎に 24 万ウォン

11. 期間経過救済申請料

イ. 期間経過救済申請書を電子文書で提出する場合： 每件 1 万 5 千ウォン

ロ. 期間経過救済申請書を書面で提出する場合： 每件 1 万 7 千ウォン

第 5 条(商標登録料及び商標関連手数料) ①「商標法」第 78 条第 1 項による出願関連手数料は、次の各号のとおりである。

1. 商標登録出願料(団体標章登録出願料・地理的表示団体標章登録出願料・業務標章登録出願料・証明標章出願料及び地理的表示証明標章出願料を含む。以下同じ。)及び指定商品(指定業務を含む。以下同じ。)の追加登録出願料

イ. 出願書を電子文書で提出する場合： 1 商品類区分毎に 6 万 2 千ウォン。ただし、1 商品類区分の指定商品が 20 個を超過する場合には、その超過する指定商品毎に 2 千ウォンを加算した金額とする。

ロ. 出願書を書面で提出する場合： 1 商品類区分毎に 7 万 2 千ウォン。ただし、1 商品類区分の指定商品が 20 個を超過する場合には、その超過する指定商品毎に 2 千ウォンを加算した金額とする。

ハ. 出願書を電子文書で提出し、その指定商品を「商標法施行規則」別表 1 により特許庁長が定めて告示する商品類に属する商品の名称のみに指定する場合： 1 商品類区分毎に 5 万 6 千ウォン。ただし、1 商品類区分の指定商品が 20 個を超過する場合には、その超過する指定商品毎に 2 千ウォンを加算した金額とする

2. 削除

3. 「商標法」第 45 条による分割出願料： 商標権の新規出願料に該当する金額。ただし、多類指定(商品類区分の 2 類区分以上の商品の指定をいう。)商標登録出願の分割出願が、次の各目のいずれかに該当する場合には、その分割される出願毎に 1 万ウォンとする。

イ. 同一商品類区分に属する指定商品の変更なしに商品類区分のみを分割出願する場合

ロ. 同一商品類区分に属する指定商品を削除しながら商品類区分のみを分割出願する場合

4. 「商標法」第 44 条による変更出願料

- イ. 出願書を電子文書で提出する場合： 每件 9 千ウォン
 - ロ. 出願書を書面で提出する場合： 每件 1 万ウォン
5. 商標登録出願の優先権主張申請料
- イ. 優先権主張申請を電子文書とする場合： 1 商品類区分毎に 1 万 8 千ウォン
 - ロ. 優先権主張申請を書面とする場合： 1 商品類区分毎に 2 万ウォン
- 5 の 2. 商標登録出願の優先審査申請料： 1 商品類区分毎に 16 万ウォン。ただし、該当出願が「商標法」第 53 条第 2 項による優先審査の対象ではないと決定されるか、その決定がある前に優先審査申請を放棄・取下げた場合には、1 商品類区分毎に 3 万 2 千ウォンとする。
6. 商標登録出願または指定商品追加登録出願について商品類区分または指定商品を補正する場合の補正料
- イ. 補正書を電子文書で提出する場合： 每件 4 千ウォン。ただし、次の場合には各々の区分による金額とする。
 - 1) 補正後の商品類区分が補正前の商品類区分を超過する場合： 每件 4 千ウォンにその超過する商品類区分毎に 6 万 2 千ウォンを加算した金額
 - 2) 補正後 1 商品類区分の指定商品が 20 個を超過する場合： 每件 4 千ウォンにその超過する指定商品毎に 2 千ウォンを加算した金額。ただし、指定商品の加算金賦課対象である出願に対する補正の場合には、補正後の指定商品加算金賦課対象商品が補正前より増加した商品毎に 2 千ウォンを加算した金額とする。
 - ロ. 補正書を書面で提出する場合： 每件 1 万 4 千ウォン。ただし、次の場合には、それぞれの区分による金額とする。
 - 1) 補正後の商品類区分が補正前の商品類区分を超過する場合： 每件 1 万 4 千ウォンにその超過する商品類区分毎に 7 万 2 千ウォンを加算した金額
 - 2) 補正後 1 商品類区分の指定商品が 20 個を超過する場合： 每件 1 万 4 千ウォンにその超過する指定商品毎に 2 千ウォンを加算した金額。ただし、指定商品の加算金賦課対象である出願に対する補正の場合には、補正後の指定商品加算金賦課対象商品が補正前より増加した商品毎に 2 千ウォンを加算した金額とする。
7. 第 6 号以外の補正料： 次の各目の金額。ただし、補正の基準及び補正料の納付対象に関する具体的事項は特許庁長が告示する。
- イ. 補正書を電子文書で提出する場合： 每件 4 千ウォン
 - ロ. 補正書を書面で提出する場合： 每件 1 万 4 千ウォン
8. 商標登録出願及び指定商品追加登録出願に対する手続補完料： 每件 1 万ウォン
9. 出願人変更申告料
- イ. 相続による場合
 - 1) 出願人変更申告を電子文書とする場合： 每件 5 千ウォン
 - 2) 出願人変更申告を書面とする場合： 每件 6 千 5 百ウォン
 - ロ. 法人の分割・合併による場合
 - 1) 出願人変更申告を電子文書とする場合： 每件 5 千ウォン
 - 2) 出願人変更申告を書面とする場合： 每件 6 千 5 百ウォン
- ハ. 「企業構造調整促進法」第 8 条第 1 項による約定を締結した企業が経営正常化計画の履行のために行う営業譲渡の場合
- 1) 出願人変更申告を電子文書とする場合： 每件 5 千ウォン
 - 2) 出願人変更申告を書面とする場合： 每件 6 千 5 百ウォン

二. イ目からハ目までの規定外の事由による場合

- 1) 出願人変更申告を電子文書とする場合： 每件 1 万 1 千ウォン
- 2) 出願人変更申告を書面とする場合： 每件 1 万 3 千ウォン

10. 法定期間延長申請料または期日変更申請料： 次の各目の金額

- イ. 1 回： 每件 2 万ウォン
- ロ. 2 回： 每件 3 万ウォン
- ハ. 3 回： 每件 6 万ウォン
- ニ. 4 回： 每件 12 万ウォン
- ホ. 5 回以上： 每件 24 万ウォン

10 の 2. 指定期間延長申請料

- イ. 延長期間のうち 1 ヶ月以下の該当分： 2 万ウォン
- ロ. 延長期間のうち 1 ヶ月超過 2 ヶ月以下の該当分： 3 万ウォン
- ハ. 延長期間のうち 2 ヶ月超過 3 ヶ月以下の該当分： 6 万ウォン
- ニ. 延長期間のうち 3 ヶ月超過 4 ヶ月以下の該当分： 12 万ウォン
- ホ. 延長期間のうち 4 ヶ月超過の該当分： 1 ヶ月毎に 24 万ウォン

11. 期間経過救済申請料

- イ. 期間経過救済申請書を電子文書で提出する場合： 每件 1 万 5 千ウォン
- ロ. 期間経過救済申請書を書面で提出する場合： 每件 1 万 7 千ウォン

12. 異議申立料： 1 商品類区分毎に 5 万ウォン

13. 手続き継続申請料： 每件 4 万ウォン

②「商標法」第 72 条による登録料及びその他の商標登録関連手数料は、次の各号のとおりである。

1. 商標権(団体標章権・地理的表示団体標章権・業務標章権・証明標章権及び地理的表示証明標章権を含む。以下同じ。)の設定登録料： 1 商品類区分毎の 21 万 1 千ウォンに、1 商品類区分の指定商品が 20 個を超過する場合には、その超過する指定商品毎に 2 千ウォンを加算した金額。ただし、「商標法」第 72 条第 1 項後段により 2 回に分割して納付する場合には、1 商品類区分毎の毎回 13 万 2 千ウォンに、1 商品類区分の指定商品が 20 個を超過する場合には、その超過する指定商品毎に 1 千ウォンを加算した金額とする。
2. 指定商品追加登録料： 1 商品類区分毎の 21 万 1 千ウォンに 1 商品類区分の指定商品が 20 個を超過する場合には、その超過する指定商品毎に 2 千ウォンを加算した金額とする。
3. 商標権の存続期間更新登録料
 - イ. 「商標法」第 84 条第 2 項本文により商標権の存続期間満了前 1 年以内に存続期間更新登録申請する場合： 1 商品類区分毎の 31 万ウォンに、1 商品類区分の指定商品が 20 個を超過する場合には、その超過する指定商品毎に 2 千ウォンを加算した金額。ただし、「商標法」第 72 条第 1 項後段により 2 回に分割し納付する場合には、1 商品類区分毎の毎回 19 万 4 千ウォンに、1 商品類区分の指定商品が 20 個を超過する場合には、その超過する指定商品毎に 1 千ウォンを加算した金額とする。
 - ロ. 「商標法」第 84 条第 2 項後段により商標権の存続期間が終わった後 6 ヶ月以内に存続期間更新登録申請する場合： 1 商品類区分毎の 34 万ウォンに、1 商品類区分の指定商品が 20 個を超過する場合には、その超過する指定商品毎に 2 千ウォンを加算した金額。ただし、「商標法」第 72 条第 1 項後段により 2 回に分割して納付

する場合には、1 商品類区分毎の毎回 21 万 3 千ウォンに、1 商品類区分の指定商品が 20 個を超過する場合には、その超過する指定商品毎に 1 千ウォンを加算した金額とする。

4. 商標権の移転登録料
 - イ. 相続による場合： 每件 1 万 4 千ウォン
 - ロ. 法人の分割・合併による場合： 每件 1 万 4 千ウォン
 - ハ. 「企業構造調整促進法」第 8 条第 1 項による約定を締結した企業が経営正常化計画の履行のために行う営業譲渡の場合： 每件 1 万 4 千ウォン
 - ニ. イ目乃至ハ目外の事由による場合： 每件 11 万 3 千ウォン
 5. 多類指定商標権の分割登録料： 每件 5 万 6 千ウォン
 6. 商標権の使用権設定登録料またはその保存登録料
 - イ. 専用使用権： 每件 7 万 2 千ウォン
 - ロ. 通常使用権： 每件 4 万 3 千ウォン
 7. 商標権、商標権の専用使用権または通常使用権を目的とする質権の設定登録または処分の制限登録料： 每件 8 万 4 千ウォン。ただし、会社の整理、破産または和議に関連して法院の囑託による処分の制限登録または国家が公益のために申請する処分の制限登録の場合に処分の制限登録料は、これを徴収しない。
 8. 第 6 号による使用権または第 7 号による質権の移転登録料
 - イ. 相続による場合： 每件 1 万 4 千ウォン
 - ロ. 法人の分割・合併による場合： 每件 1 万 4 千ウォン
 - ハ. 「企業構造調整促進法」第 8 条第 1 項による約定を締結した企業が経営正常化計画の履行のために行う営業譲渡の場合： 每件 1 万 4 千ウォン
 - ニ. イ目乃至ハ目外の事由による場合： 每件 4 万 3 千ウォン
 9. 登録事項の更正・変更(行政区域または地番の変更による場合及び登録名義人の表示変更または更正による場合は除く。)・取消または回復登録料： 每件 5 千ウォン
 10. 仮登録料： 每件 1 万 3 千ウォン
 - 10 の 2. 仮登録料に対する処分の制限登録料： 每件 1 万 3 千ウォン
 11. 信託登録またはその変更登録料： 每件 2 万ウォン
 12. 「商標法」第 74 条の規定による商標登録料の納付期間延長請求料； 每件 2 万ウォン
 13. 手続き継続申請料： 每件 4 万ウォン
- ③「商標法」第 78 条による審判請求関連手数料は、次の各号のとおりである。
1. 拒絶決定不服審判請求料： 次の各目の金額。ただし、商品類の数算定に関する具体的事項は特許審判院長が定めて告示する。
 - イ. 請求書を電子文書で提出する場合： 1 商品類区分毎に 24 万ウォン。ただし、商品分類転換登録申請に対する拒絶決定不服審判の場合には每件 25 万ウォン
 - ロ. 請求書を書面で提出する場合： 1 商品類区分毎に 26 万ウォン。ただし、商品分類転換登録申請に対する拒絶決定不服審判の場合には每件 27 万ウォン
 2. 補正却下決定不服審判請求料
 - イ. 請求書を電子文書で提出する場合： 每件 20 万ウォン
 - ロ. 請求書を書面で提出する場合： 每件 22 万ウォン

3. 無効審判、権利範囲確認審判、商標権の存続期間更新登録の無効審判、商標登録の取消審判、使用権登録の取消審判、商品分類転換登録の無効審判請求料：直接的に審判請求の理由がある商品類区分に対して第1号の規定により算定した金額
4. 再審請求料：原審判の種類により第1号乃至第3号の規定により算定した金額
5. 補正料：次の各目の金額。ただし、補正の基準及び補正料の納付対象に関する具体的事項は特許庁長が告示する。
 - イ. 補正書を電子文書で提出する場合：每件4千ウォン
 - ロ. 補正書を書面で提出する場合：每件1万4千ウォン
6. 審判または再審請求の参加申請料
 - イ. 当事者参加
 - 1) 参加申請を電子文書とする場合：每件14万2千ウォン
 - 2) 参加申請を書面とする場合：每件15万ウォン
 - ロ. 補助参加
 - 1) 参加申請を電子文書とする場合：每件1万6千ウォン
 - 2) 参加申請を書面とする場合：每件1万8千ウォン
7. 審判官の除斥・忌避申請料
 - イ. 除斥・忌避申請を電子文書とする場合：每件1千ウォン
 - ロ. 除斥・忌避申請を書面とする場合：每件1千5百ウォン
8. 費用額決定の請求料：每件5百ウォン
9. 執行文正本の請求料：每件4百ウォン
10. 法定期間延長申請料または期日変更申請料
 - イ. 1回：每件2万ウォン
 - ロ. 2回：每件3万ウォン
 - ハ. 3回：每件6万ウォン
 - ニ. 4回：每件12万ウォン
 - ホ. 5回以上：每件24万ウォン
- 10の2. 指定期間延長申請料
 - イ. 延長期間のうち1ヶ月以下の該当分：2万ウォン
 - ロ. 延長期間のうち1ヶ月超過2ヶ月以下の該当分：3万ウォン
 - ハ. 延長期間のうち2ヶ月超過3ヶ月以下の該当分：6万ウォン
 - ニ. 延長期間のうち3ヶ月超過4ヶ月以下の該当分：12万ウォン
 - ホ. 延長期間のうち4ヶ月超過の該当分：1ヶ月毎に24万ウォン
11. 期間経過救済申請料
 - イ. 期間経過救済申請書を電子文書で提出する場合：每件1万5千ウォン
 - ロ. 期間経過救済申請書を書面で提出する場合：每件1万7千ウォン

第6条(その他の手数料) ①特許・実用新案・デザイン及び商標関連各種証書の発給申請または各種書類の写本発給申請等による手数料は、次の各号のとおりである。

1. 特許証、実用新案登録証、デザイン登録証(関連デザイン登録証を含む、以下同じ。)、商標登録証(団体標章登録証、地理的表示団体標章登録証、証明標章登録証、地理的表示証明標章登録証、業務標章登録証を含む。以下同じ。)、外国語特許証、外国語実用新案登録証、英語デザイン登録証、英語商標登録証(英語団体標章登録証、英語地理的表示団体標章登録証、英語証明標章登録証、英語地理的表示証明標章登録証、英語業務標章登録証を含む。以下同じ。)の再発給申請料
 - イ. 再発給申請を電子文書とする場合： 每件 5 千ウォン
 - ロ. 再発給申請を書面とする場合： 每件 6 千 5 百ウォン
 - ハ. オンラインで受領する場合： 無料
- 1 の 2. 携帯用特許証、携帯用実用新案登録証、携帯用デザイン登録証、携帯用商標登録証、携帯用外国語特許証、携帯用外国語実用新案登録証、携帯用英語デザイン登録証、携帯用英語商標登録証の発給(再発給を含む。)申請料
 - イ. 発給申請を電子文書とする場合： 每件 7 千ウォン
 - ロ. 発給申請を書面とする場合： 每件 9 千ウォン
2. 各種書類の謄本・抄本の発給申請料
 - イ. オンラインで発給申請しオンラインで受領する場合：無料
 - ロ. その他の場合： 每件 5 百ウォン。ただし、発給する書類が 10 面を超過する場合、第 5 号ロ目及びハ目による金額を加算する。
3. 各種書類の証明申請料
 - イ. オンラインで申請しオンラインで受領する場合：無料
 - ロ. その他の場合： 每件 5 百ウォン
 - ハ. イ目及びロ目の場合、複写が必要な添付物があるときには、イ目及びロ目による申請料外に権利別で第 5 号ロ目及びハ目による金額を加算
4. 登録原簿の写本または記録事項の発給申請料
 - イ. オンラインで発給申請しオンラインで受領する場合：無料
 - ロ. その他の場合： 每件 5 百ウォン。ただし、発給する書類が 10 面を超過する場合、第 5 号ロ目及びハ目による金額を加算する。
5. 出願関連書類、登録関連書類、異議申立関連書類、審判関連書類と「特許法」第 63 条の 2、「実用新案法」第 15 条により準用される「特許法」第 63 条の 2、「デザイン保護法」第 55 条または「商標法」第 49 条による情報提供関連書類の写本発給申請料及び公報類(マイクロフィルム類及び光ディスク類を含む。)または図書の複写申請料
 - イ. オンラインで受領する場合(公報類または図書の複写を除く。):無料
 - ロ. 書面で受領する場合： 毎面 100 ウォン
 - ハ. 模写電送で受領する場合： 毎面 300 ウォン
6. 削除
7. 削除
8. 削除
9. 口述審理を録取したテープの複写申請料
 - イ. オンラインで複写申請する場合： 每件 9 千ウォン

ロ. 書面で複写申請する場合: 每件 1 万ウォン

10. 削除

②第 1 項第 2 号から第 5 号までによる各種証書または書類を郵便で発給申請する場合に、郵送にかかる費用は、申請人の負担とする。

第 7 条(特許料・登録料・手数料及び審査請求料等の免除及び減免) ①次の各号のいずれかに該当する者(発明者・考案者または創作者が出願人・特許権者・実用新案権者またはデザイン権者と同一場合にのみ該当する。)が「特許法」・「実用新案法」または「デザイン保護法」による出願・審査請求または権利設定登録をする場合には「特許法」・「実用新案法」または「デザイン保護法」別に各々の年間 10 件(無効・返戻されるか、1 ヶ月以内に取り下げまたは放棄されたものは除く。この場合、1 出願に特許審査請求料または実用新案審査請求料の免除を受けることができる請求項は 30 個以下とし、「デザイン保護法」第 41 条による複数デザイン登録出願は、1 出願に免除を受けることができるデザインは 3 個以下とする。)に限り、その出願に対する出願料(「デザイン保護法」第 48 条第 3 項によりデザイン一部審査登録出願をデザイン審査登録出願に変更する補正をする場合、その差額も該当する。以下この条で同じ)、審査請求料、最初 3 年分の特許料・実用新案登録料またはデザイン登録料を免除する。

1. 「国民基礎生活保障法」第 12 条の 3 による医療給与受給者
2. 次の各目のいずれかに該当する者
 - イ. 「国家有功者等礼遇及び支援に関する法律」第 4 条による国家有功者及び同法第 5 条による遺族または家族
 - ロ. 「5・18 民主有功者礼遇に関する法律」第 4 条及び第 5 条による 5・18 民主有功者と遺族及び家族
 - ハ. 「枯葉剤後疑遺症等患者支援及び団体設立に関する法律」第 4 条または第 7 条による枯葉剤後遺症患者・枯葉剤後疑症患者及び枯葉剤後遺症 2 世患者
 - ニ. 「特殊任務遂行者支援及び団体設立に関する法律」第 3 条及び第 4 条による特殊任務遂行者と遺族等
 - ホ. 「独立有功者礼遇に関する法律」第 4 条による独立有功者及び同法第 5 条による遺族または家族
 - ヘ. 「参戦有功者礼遇及び団体設立に関する法律」第 5 条による参戦有功者
3. 「障害人福祉法」第 32 条第 1 項により登録された障害人
4. 「初・中等教育法」第 2 条による学校の在学学生
5. 削除
6. 6 歳以上 19 歳未満である者
7. 「兵役法」第 5 条第 1 項第 1 号及び第 3 号による兵、または公益勤務要員として服務するか、同法第 24 条及び第 25 条による転換服務を遂行する者

②次の各号のいずれかに該当する者は、該当号で定める金額を減免する。

1. 「中小企業基本法」第 2 条第 1 項による中小企業(以下“中小企業”という。)が中小企業ではない者と契約により共同研究を遂行し、その研究結果物に対して共同で「特許法」または「実用新案法」による出願、審査請求または設定登録をする場合には、出願料、審査請求料または最初の 3 年分の特許料・実用新案登録料の 100 分の 50
2. 個人(発明者・考案者または創作者が出願人・特許権者・実用新案権者またはデザイン権者と同一場合のみ該当する。以下同じ。)または中小企業の場合には出願料、審査請求料、最初 3 年分の特許料・実用新案登録料またはデザイン登録料の 100 分の 70。ただし、個人が「特許法」・「実用新案法」または「デザイン保護法」による出願をする場合には「特許法」・「実用新案法」または「デザイン保護法」別に各々年間 20 件(無効・返戻されたり、1 ヶ月以内に取り下げまたは放棄されたものは除く。)を超過する場合には出願料の 100 分の 30 とする。

3. 「技術の移転及び事業化促進に関する法律」第 2 条第 6 号による公共研究機関(以下“公共研究機関”という。)または同法第 11 条第 1 項による専担組織(以下“専担組織”という。)の場合には出願料、審査請求料、最初 3 年分の特許料・実用新案登録料またはデザイン登録料の 100 分の 50
4. **個人または中小企業**が自身の特許権・実用新案権またはデザイン権に対し「特許法」第 135 条、「実用新案法」第 33 条または「デザイン保護法」第 122 条による権利範囲確認審判(以下“権利範囲確認審判”という。)を請求する場合には審判請求料の 100 分の 70
5. 専担組織が自身の特許権・実用新案権またはデザイン権に対して権利範囲確認審判を請求する場合には審判請求料の 100 分の 50
6. 「地方自治法」第 2 条第 1 項による地方自治団体の場合には出願料、審査請求料、最初 3 年分の特許料・実用新案登録料またはデザイン登録料の 100 分の 50
7. 「中堅企業成長促進及び競争力強化に関する特別法」第 2 条第 1 号による中堅企業(以下“中堅企業”という。)の場合には出願料、審査請求料、最初 3 年分の特許料・実用新案登録料及びデザイン登録料の 100 分の 30
8. 個人が 19 歳以上 30 歳未満であったり、65 歳以上である場合には出願料、審査請求料、最初 3 年分の特許料・実用新案登録料及びデザイン登録料の 100 分の 85。ただし、個人が「特許法」・「実用新案法」または「デザイン保護法」による出願をする場合には「特許法」・「実用新案法」または「デザイン保護法」別に各々年間 20 件(無効・返戻されたり、1 ヶ月以内に取り下げまたは放棄されたものは除く。)を超過する場合には出願料の 100 分の 30 とする。
9. 中堅企業の場合には 4 年分から 9 年分までの特許料・実用新案登録料及びデザイン登録料の 100 分の 30
- 9 の 2. 個人、**中小企業**、公共研究機関、専担組織または地方自治団体の場合には 4 年分から存続期間までの特許料・実用新案登録料及びデザイン登録料の 100 分の 50
- 9 の 3. 「技術の移転及び事業化促進に関する法律」第 35 条の 2 第 6 項による技術信託管理機関の場合(個人、**中小企業**、公共研究機関、専担組織または地方自治団体が信託を設定する場合に限る。)には 4 年分から存続期間までの特許料・実用新案登録料及びデザイン登録料の 100 分の 50
- 9 の 4. 「銀行法」第 2 条第 2 号による銀行が次の各目のいずれかに該当する方式により個人、**中小企業**、公共研究機関または専担組織の特許権・実用新案権またはデザイン権を 2024 年 12 月 31 日までに移転を受ける場合には 4 年分から存続期間までの特許料・実用新案登録料またはデザイン登録料の 100 分の 50

イ. 質権の行使

ロ. 「資本市場と金融投資業に関する法律」第 80 条第 1 項本文による投資対象資産の取得

ハ. 信託の設定

10. 次の各目のいずれかに該当する者が 2024 年 12 月 31 日まで「先端医療複合団地育成に関する特別法」第 26 条により特許出願の優先審査を申請する場合には各目で定めた優先審査申請料の金額。ただし、減免を受けることのできる特許出願優先審査申請は年間 2 件(無効・返戻されたり、1 ヶ月以内に取り下げまたは放棄されたものは除く。)以下とする。
 - イ. 第 7 条第 1 項各号に該当する者：優先審査申請料全額
 - ロ. **個人または中小企業**：優先審査申請料の 100 の 70。ただし、個人が 19 歳以上 30 歳未満であったり、65 歳以上である場合には 100 分の 85 とする。
 - ハ. 公共研究機関または専担組織：優先審査申請料の 100 の 50。
- 二. 中堅企業：優先審査申請料の 100 の 30

11. 中小企業が事業を開始した日(「中小企業創業支援法施行令」第3条による日をいう。以下同じ。)から3年以内にした特許出願(事業を開始した日以前にした特許出願を含む。)に対して2024年12月31日まで、優先審査を申請する場合には優先審査申請料の100分の70。ただし、減免を受けることができる特許出願優先審査申請は年間10件(無効・返戻されたり、1ヶ月以内に取下げまたは放棄されたものを除く。)以下とする。

③第2項第9号及び第9号の2にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する中小企業または中堅企業に対しては2022年2月末日まで4年分から6年分までの特許料・実用新案登録料及びデザイン登録料を各々100分の50(中堅企業のみ該当する。)または100分の70(中小企業のみ該当する)まで減免することができる。

1. 「発明振興法」第11条の2により職務発明補償優秀企業に選定された企業
2. 「発明振興法」第24条の2により知識財産経営認証を受けた企業

④国公立学校教職員が発明、考案または創作し国公立学校教職員、国家または地方自治団体が所有している特許権、特許を受けることができる権利、実用新案権、実用新案登録を受けることができる権利、デザイン権またはデザイン登録を受けることができる権利を専担組織に移転する場合には、移転登録料または出願人変更申告料を免除する。

⑤次の各号のいずれかに該当する者が共同で出願し「特許法」第83条第1項第1号(「実用新案法」第20条により準用される場合を含む。)、 「デザイン保護法」第86条第1項第1号及びこの規則第1項による免除または第2項による減免を受けようとする場合(共同で出願する者が全ての該当手数料または登録料の免除または減免対象である場合のみに該当する。)に減免率(第1項による免除の場合、減免率を100分の100とする。)が互いに異なれば各々の減免率を加え減免対象者数に分けて求めた平均減免率を適用して減免する。この場合、小数点以下は切り上げる。

1. 第1項各号のいずれかに該当する者
2. 第2項第1号から第8号までの場合のうち、いずれかに該当する者
3. 「特許法」第83条第1項第1号による国家に属する特許出願をした者、「実用新案法」第20条により準用される「特許法」第83条第1項第1号による国家に属する実用新案登録出願をした者または「デザイン保護法」第86条第1項第1号による国家に属するデザイン登録出願をした者

⑥第1項から第4項までの規定による免除または減免を受けようとする者は、出願時の出願書、「特許法」第203条の書面、審査請求時の審査請求書、審判請求時の審判請求書または権利設定登録時と4年次分からの特許料または登録料納付時の特許(登録)料納付書に免除または減免の事由とその対象等を記し、次の各号の区分による書類を添付し特許庁長または特許審判院長に提出しなければならない。ただし、第1項第2号・第3号または第2項第1号から第5号までの規定に該当する者で、減免対象に該当することを証明する書類を特許庁長または特許審判院長に既に提出した場合には、その書類の添付を省略することができる。

1. 第1項第1号から第3号までに該当する場合にはその資格を証明する書類1通
2. 第1項第4号及び第5号に該当する場合には在学証明書1通
- 2の2. 第1項第7号に該当する場合には、服務証明書1通
3. 第2項各号のいずれか、第3項または第4項に該当する場合にはその事実を証明する書類1通

⑦第6項により添付すべき書類のうち「電子政府法」第36条第1項による行政情報の共同利用を通じて担当公務員が確認するよう特許庁長が定めて告示する書類は、これを添付しなくてもよい。ただし、申請人が確認に同意しない場合には該当書類を添付するようしなければならない。

⑧第6項による免除または減免事由とその対象等を記さなかったり、これを証明する書類を添付しなかった理由等で第1項から第4項までの規定による免除または減免を受けることができず、納付した者が免除分または減免分の返還を受けようとする場合には、出願・審査請求・権利設定登録・権利範囲確認審判請求及び権利関係変更申告等をする

当時に免除または減免対象であったことを証明する書類と別紙第3号書式の手数料事後減免申請書をその返還の対象となる出願料、審査請求料、特許料・実用新案登録料・デザイン登録料、審判請求料、移転登録料または出願人変更申告料を納付した日から5年以内に特許庁長または特許審判院長に提出しなければならない。**この場合、申請書の提出を受けた特許庁長または特許審判院長は「電子政府法」第36条第1項による行政情報の共同利用を通じて申請人の入金口座情報を確認せねばならず、申請人が確認に同意しない場合には通帳の写本を添付するようしなければならない**

第7条の2(知識財産ポイントの付与・使用及び還収) ①特許庁長は特許権者、実用新案権者、デザイン権者または商標権者が次の各号のいずれかに該当する場合には特許庁長が定めて告示するところにより知識財産ポイントを付与することができる。ただし、第2号の場合には2023年12月31日まで知識財産ポイントを付与する。

1. **中小企業**または中堅企業を対象に次の各目のいずれかに該当する行為をした場合
 - イ. 特許権・実用新案権またはデザイン権を無償で移転した場合
 - ロ. 特許権・実用新案権またはデザイン権に対して無償で専用実施権を設定したり、無償で通常実施権を許諾した場合
 2. 次の各目の全ての金額の年間納付総額が特許庁長が定めて告示する金額を超過する場合(**個人または中小企業のみ該当する。**)
 - イ. 第2条第1項第1号による特許出願料、第3条第1項第1号による実用新案登録出願料及び第4条第1項第1号によるデザイン登録出願料
 - ロ. 第2条第1項第7号による特許審査請求料及び第3条第1項第6号による実用新案審査請求料
 - ハ. 最初3年分の特許料・実用新案登録料及びデザイン登録料
 3. 第8条第16項により特許料・登録料または手数料を自動納付する場合等、特許庁長が定めて告示する事項に該当する場合
- ②削除
- ③知識財産ポイントを保有している者は、知識財産ポイントを受けた日から5年以内に特許料、登録料及び手数料(国際出願手数料の場合には第10条第1項第1号及び第3号による送達料及び調査料のみ該当する。)の全部または一部を知識財産ポイントで納付することができる。
- ④特許庁長は虚偽で知識財産ポイントを受けた場合等、特許庁長が定めて告示する場合に該当すれば、該当知識財産ポイントを還収することができる。

第7条の3(国選代理人が選任された当事者に対する審判請求料等の減免に関する特例) 「特許法」第139条の2(「実用新案法」第33条により準用される場合を含む。)、 「デザイン保護法」第125条の2または「商標法」第124条の2により国選代理人が選任された当事者が特許審判院長に納付した次の各号に該当する手数料は国選代理人が選任された該当審判事件に対する審決の謄本が送達された後、当事者の請求によりこれを返還する。ただし、「特許審判院国選代理人の選任及び運営に関する規則」第3条第1項第1号または同条第2項第2号により国選代理人選任の取消または国選代理人辞任がある場合は除く。

1. 第2条第3項第1号、第3号及び第5号による審判請求関連手数料
2. 第3条第3項第1号、第3号及び第5号による審判請求関連手数料
3. 第4条第3項第1号から第3号までによる審判請求関連手数料

4. 第5条第3項第1号から第3号までによる審判請求関連手数料

第8条(納付方法等) ①この規則による特許料・登録料及び手数料は、受付番号の付与を受けてこれを納付者番号とし受付番号の付与を受けた日の翌日までに納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には各号で各々定めるところによる。

1. 第6条第2号乃至第5号・第9号および第10条第1項第10号の場合には、各種証書・写本または複写物を受領する以前まで納付しなければならない。
2. 第5項・第7項乃至第9項の場合には、同規定による期間以内に特許庁長が付与した納付者番号で納付するか、受付番号の付与を受けた日の翌日までに納付しなければならない。
3. 削除
4. 「特許法」第46条第3号、「実用新案法」第11条により準用される「特許法」第46条第3号、「デザイン保護法」第47条第3号または「商標法」第39条第2号・第176条の規定に該当し特許庁長または特許審判院長が期間を定め補正を命じた時に納付者番号を付与した場合には、その期間以内にその納付者番号で該当手数料を納付しなければならない。
5. 「特許法」第199条または「実用新案法」第34条の規定により特許出願または実用新案登録出願とみる国際出願（「特許法」第214条または「実用新案法」第40条の規定による国際出願を含む。）として翻訳文を提出すべき国際出願においては、その翻訳文提出時に受付番号の付与を受けて受付番号の付与を受けた日の翌日までに納付しなければならない。

②第1項の規定による特許料・登録料及び手数料の納付日が公休日（「勤労者の日、制定に関する法律」による勤労者の日及び土曜休日を含む。）に該当する場合には、その日以後の最初の勤務日までに納付しなければならない。

③この規則による加算料は、その基本料と合算して納付しなければならない。

④審査請求料・再審査請求料・優先審査申請料は、審査請求・再審査請求・優先審査申請をする者が審査請求・再審査請求・優先審査申請時の受付番号の付与を受け、その翌日までに納付しなければならないが、審査請求と同時に「特許法施行規則」第40条の3または「実用新案法施行規則」第10条の3による特許出願審査または実用新案登録出願審査の猶予を申請した場合には、審査を受けようとする時点から2ヶ月前まで審査請求をした時の審査請求料を納付しなければならない。審査請求後に補正により審査請求料が増加された場合（新しい請求範囲の項が追加され、その項に対する審査請求料が追加された場合を含む。）には出願人が補正書を提出する時の受付番号付与を受け、その翌日までにその増加額を納付しなければならない。

⑤特許料・実用新案登録料またはデザイン登録料は、最初の3年分を特許決定、登録決定または登録審決の謄本を受けた日から3ヶ月以内に一時に納付しなければならない。この場合、特許証、実用新案登録証及びデザイン登録証を電子文書により発給する場合には2023年12月31日まで各々1万ウォン（総額が1万ウォン未満であればその金額）を差し引いた金額を納付しなければならない。

⑥第5項の期間が経過した後も特許料・実用新案登録料またはデザイン登録料は、その期間が経過した日から6ヶ月以内に納付することができる。この場合、次の各号の区分による金額を該当特許料・実用新案登録料またはデザイン登録料に加算して納付しなければならない。

1. 1ヶ月が過ぎる前：100分の3に相当する金額
2. 2ヶ月が過ぎる前：100分の6に相当する金額
3. 3ヶ月が過ぎる前：100分の9に相当する金額

4. 4ヶ月が過ぎる前：100分の12に該当する金額
5. 5ヶ月が過ぎる前：100分の15に該当する金額
6. 6ヶ月が過ぎる前：100分の18に該当する金額

⑦商標権の設定登録料、指定商品追加登録料及び商標権の存続期間更新登録料は次の各号で定めるところにより納付しなければならない。ただし、「商標法」第74条により納付期間を延長しようとするときには、その納付期間の経過前に登録料納付期間の延長申請をしなければならない。

1. 商標権の設定登録料(「商標法」第72条第1項後段により分割納付する場合の1回次設定登録料を含む。)は、登録決定または登録審決の謄本を受けた日から2ヶ月以内に納付しなければならないが、「商標法」第72条第1項後段により分割納付する場合の2回次設定登録料(1回次設定登録料納付後「商標法」第93条第1項または第94条第1項により商標権を分割移転したり分割した場合には各商標権の2回次設定登録料をいう。)は、商標権の設定登録日から5年以内に納付者番号の付与を受け、納付者番号を付与された日の翌日までに納付しなければならない。この場合、商標登録証を電子文書により発給する場合には2023年12月31日までに1万ウォン(総額が1万ウォン未満であればその金額)を差し引いた金額を納付しなければならない。
2. 指定商品の追加登録料は、登録決定または登録審決の謄本を受けた日から2ヶ月以内に納付しなければならない。
3. 商標権の存続期間更新登録料(「商標法」第72条第1項後段により分割納付する場合の1回次存続期間更新登録料を含む。)は「商標法」第84条第2項で定める期間内に受付番号の付与を受けて受付番号を付与された日の翌日までに納付しなければならないが、「商標法」第72条第1項後段により分割納付する場合の2回次存続期間更新登録料(1回次存続期間更新登録料納付後「商標法」第93条第1項または第94条第1項により商標権を分割移転したり分割した場合には、各商標権の2回次存続期間更新登録料をいう。)は、商標権の更新登録日から5年以内に納付者番号の付与を受け、納付者番号を付与された日の翌日までに納付しなければならない。

⑧特許権者・実用新案権者・デザイン権者(関連デザイン権者を含む。以下同じ。)は4年次分からの特許料または登録料を該当権利の設定登録日を基準とし、毎年1年分ずつその前年度に納付しなければならない。ただし、その納付期間に納付しない場合にはその納付期間が過ぎた日から次の各号の区分による金額を該当特許料または登録料に加算して納付しなければならない。

1. 1ヶ月が過ぎる前：100分の3に相当する金額
2. 2ヶ月が過ぎる前：100分の6に相当する金額
3. 3ヶ月が過ぎる前：100分の9に相当する金額
4. 4ヶ月が過ぎる前：100分の12に該当する金額
5. 5ヶ月が過ぎる前：100分の15に該当する金額
6. 6ヶ月が過ぎる前：100分の18に該当する金額

⑨第5項から第8項までの規定にもかかわらず「特許法」第81条の2、「実用新案法」第20条により準用される「特許法」第81条の2、「デザイン保護法」第83条及び「商標法」第76条により特許料または登録料の保全命令を受けた者は、その保全命令を受けた日から1ヶ月以内に特許料または登録料を保全しなければならない。ただし、特許料または登録料の納付期間または追加納付期間を経過して保全するときには、不足して納付された金額の100分の3に相当する金額を加算して納付しなければならない。

⑩「特許法」第81条の3第3項、「実用新案法」第20条(「特許法」第81条の3第3項を準用する場合をいう。)または「デザイン保護法」第84条第3項により消滅した特許権・実用新案権またはデザイン権を回復しようとする者は第8項

ただし書または第9項本文の規定による期間の満了日から3月以内に特許料または登録料を納付しなければならない。この場合、次の各号の区分による金額を納付しなければならない。

1. 特許権回復の場合：第2条第2項第1号による特許料の2倍に相当する金額
 2. 実用新案権回復の場合：第3条第2項第1号による実用新案登録料の2倍に相当する金額
 3. デザイン権回復の場合：第4条第2項第1号によるデザイン登録料の2倍に相当する金額
- ⑪第8項本文にもかかわらず、特許権者・実用新案権者・デザイン権者は、4年次分からの特許料または登録料を、その納付年次順位により数年次分または全ての年次分を一括して納付することができ、第8項本文による納付期間が経過しない4年次分以後からの特許料または登録料を3年分以上一括して納付する場合には別表1から別表3までにより納付すべき特許料または登録料総額から、その総額の100分の10に該当する金額を差し引いた金額を納付する金額とする。この場合、一括納付後に特許料または登録料の金額が変更されたときには、変更された特許料または登録料を納付したものとみなす。
- ⑫特許料・登録料・手数料及び「地方税法」第28条第1項第11号と同項第12号による登録免許税(「地方税法」第151条第1項による地方教育税を含む。以下同じ。)または「印紙税法」第8条の4による印紙税を納付する者はインターネットジロ(各種税金・公課金を納付することができるサイト)等の情報通信網を利用した電子的手段で納付するか、別紙第1号の2書式に記載事項を記して現金で納付しなければならない。この場合、特許庁長は情報通信網を利用した電子的手段で納付した者に対しては別紙第2号書式の納入領収証を発給することができる。
- ⑬第12項により電子的手段を利用して納付しようとする者が情報通信網の障害、特許庁が使用するコンピューターまたは関連装置の障害(情報通信網、特許庁が使用するコンピューターまたは関連装置の維持・補修のためにその使用を一時中断した場合として特許庁長が事前に公知した場合は除く。)により期限内に納付することができない場合にはその障害が除去された日の翌日にその期限が到来したものとみる。
- ⑭郵便で特許料・登録料・手数料及び登録免許税または印紙税を納付すべき書類を提出する場合には通常換を同封して提出しなければならない。
- ⑮受付番号の付与を受けた日の翌日が経過し、納付した特許料・登録料及び手数料は、これを返還する。
- ⑯第12項にもかかわらず、特許料・登録料または手数料を自動納付しようとする場合、または自動納付を取下げようとする場合には、別紙第4号書式の手数料自動納付申請(取下)書を特許庁長または特許審判院長に提出しなければならない。ただし、第10条第1項第4号八目・二目及び第6号から第9号までの規定による手数料を自動納付しようとする在外者は申請書の提出を省略することができる。
- ⑰登録免許税は印紙税及び手数料または登録料と一括して納付しなければならない。
- ⑱第17項により登録免許税を印紙税及び手数料と一括して納付したときには、印紙税、登録免許税、手数料の順序で充当し、登録免許税を登録料と共に一括して納付したときには、登録免許税、登録料の順序で充当する。
- ⑲特許庁長は、登録免許税または印紙税の納付を誤って受けたときには、これを納付した者に通知しなければならず、納付した者の請求により誤って納付された登録免許税または印紙税を返還する。

第8条の2 削除

第9条(返還する特許料・登録料・手数料及び登録免許税の納付事項訂正) ①「特許法」第84条、「実用新案法」第20条により準用される「特許法」第84条、「デザイン保護法」第87条、「商標法」第79条及びこの規則第8条第19項により返還を請求することができる者は納付日から1年以内に特許料・登録料・手数料及び登録免許税納付事項の

訂正を申請することができる。

②削除

第 10 条(「特許協力条約」による国際出願手数料) ①「特許協力条約」による国際出願に関する手数料は、次の各号のとおりである。

1. 送達料： 每件 4 万 5 千ウォン
2. 国際出願料： 特許庁長が「特許協力条約」第 2 条(xix)の規定による国際事務局(以下“国際事務局”という。)と協議して定める金額
3. 調査料
 - イ. 特許庁を国際調査機関とする場合： 国語調査の場合、每件 45 万ウォン、英語調査の場合每件 130 万ウォン。ただし、「特許法施行規則」第 106 条の 22 により特許庁長は審査官が国際調査報告書を作成する時、該当国際出願の優先権主張の基礎となる他の国際出願の国際調査報告書を利用するか、該当国際出願に関連した国内出願の審査の結果を利用する場合には出願人の請求により納付された調査料の 100 分の 75 に該当する金額を返還する。
 - ロ. 特許庁外の機関を国際調査機関とする場合： 「特許協力条約規則」16.1(a)の規定により、管轄国際調査機関が定める金額に相当するウォン貨金額として特許庁長が国際事務局と協議し定める金額
4. 加算料： 次の各目の金額
 - イ. 「特許法施行規則」第 95 条の 2 第 3 項による加算料： 第 2 号による国際出願料(出願書類が 30 枚を超過するときには 30 枚とみなす。)の 100 分の 25 に該当する金額
 - ロ. 「特許法施行規則」第 104 条第 1 項の規定による加算料： 納付することを命じた金額の 100 分の 50 に該当する金額。ただし、当該金額が第 1 号の送達料より少ない場合には送達料と同一の金額とし、第 2 号の国際出願料(出願書類が 30 枚を超過するときには 30 枚とみなす。)の 100 分の 50 より多い場合には、国際出願料の 100 分の 50 に該当する金額とする。
 - ハ. 「特許法施行規則」第 106 条の 30 第 1 項の規定による加算料： 納付することを命じた金額の 100 分の 50 に該当する金額。ただし、当該金額が第 9 号の取扱料より少ない場合には、取扱料と同一の金額とし、取扱料の 2 倍より多い場合には取扱料の 2 倍に該当する金額とする。
 - ニ. 「特許法施行規則」第 106 条の 12 第 1 項または同規則 106 条の 38 の規定による加算料： 每件 11 万 2 千 500 ウォン
5. 削除
6. 「特許法施行規則」第 106 条の 14 第 1 項による追加手数料： 韓国語の調査の場合、発明ごとに 45 万ウォン、英語の調査の場合、発明ごとに 120 万ウォン
- 6 の 2. 「特許法施行規則」第 106 条の 14 第 5 項による追加手数料： 韓国語調査の場合、件毎 45 万ウォン、英語の調査の場合、件毎 120 万ウォン
- 6 の 3. 「特許法施行規則」第 106 条の 39 第 1 項による追加手数料： 発明ごとに 45 万ウォン
7. 「特許法施行規則」第 106 条の 15 第 1 項または同規則第 106 条の 39 第 4 項の規定による追加手数料異議申立料： 每件 1 万 1 千ウォン
8. 「特許法施行規則」第 106 条の 23 の規定による国際予備審査請求時の予備審査料： 每件 45 万ウォン

9. 「特許法施行規則」第 106 条の 23 の規定による国際予備審査請求時の取扱料：特許庁長が国際事務局と協議し定める金額
10. 削除
11. そのほかに「特許協力条約規則」で定める手数料
- ②国際出願に関する手数料の納付期間は次の各号のとおりである。
1. 送達料・国際出願料及び調査料：国際出願の受付日から 1 ヶ月
 2. 予備審査料及び取扱料：国際予備審査請求書提出日から 1 ヶ月または優先日から 22 ヶ月のうち遅く満了する日以内。ただし、国際予備審査請求書が管轄国際予備審査機関に提出されなかった場合または国際調査と国際予備審査を同時に遂行する場合には、「特許協力条約規則」57.3(b)または(c)の規定による。
 3. 加算料
 - イ. 削除
 - ロ. 「特許法施行規則」第 95 条の 2 第 3 項の規定による加算料：国際調査用翻訳文提出補正を命じた日から 1 ヶ月以内
 - ハ. 「特許法施行規則」第 104 条または同規則第 106 条の 30 の規定による加算料：納付の補正通知日から 1 ヶ月以内
 - ニ. 「特許法施行規則」第 106 条の 12 第 1 項または同規則第 106 条の 38 の規定による加算料：序列目録または陳述書の提出及び加算料の納付命令を受けた日から 1 ヶ月
 4. 「特許法施行規則」第 106 条の 14 第 1 項または同規則第 106 条の 39 第 1 項の規定による追加手数料：納付通知日から 1 ヶ月
 5. 「特許法施行規則」第 106 条の 15 第 1 項または同規則第 106 条の 39 第 4 項の規定による追加手数料異議申立料：追加手数料納付通知日から 1 ヶ月
 6. 削除
- ③国際出願料の減免は、次の各号の規定による。
1. 削除
 2. 「特許協力条約規則」第 96 条手数料表 item4(c)の規定により出願書、明細書、請求範囲及び要約書を電子文書で提出する者に対して 300 スイスフランに相当する金額は、これを徴収しない。
- ④特許庁長が定めて告示する国家の国籍を持つ者として該当国家に住所または営業所を持つ者(二人以上の者が共同で出願する場合には出願人全てが該当しなければならない。)が特許庁を国際調査機関として指定した国際出願の調査料に対しては 100 分の 75 を減免する。
- ⑤「特許法」第 199 条または「実用新案法」第 34 条により、特許出願または実用新案登録出願とみなす国際出願に対する審査請求料の減免は次の各号のとおりである。
1. 「特許法施行規則」第 106 条の 11 第 1 項や「実用新案法施行規則」第 17 条第 2 項による国際調査報告書(以下“国際調査報告書”という。)または「特許法施行規則」第 106 条の 41 第 1 項や「実用新案法施行規則」第 17 条第 2 項による国際予備審査報告書(以下“国際予備審査報告書”という。)のうちの一つが作成された場合には、第 2 条第 1 項第 7 号による特許審査請求料または第 3 条第 1 項第 6 号による実用新案審査請求料の 100 分の 70 に該当する金額を減免する。
 2. 削除

3. 審査請求料の減免に対して特許庁長が告示して定めた外国特許庁で「特許協力条約」第 18 条(1)の規定により作成した国際調査報告書を添付し審査請求した特許出願または実用新案登録出願については、第 2 条第 1 項第 7 号による特許審査請求料または第 3 条第 1 項第 6 号による実用新案審査請求料の 100 分の 10 に該当する金額を減免する。
- ⑥国際出願手数料を納付する者は、別紙第 1 号書式の記載事項を記載して現金または通常換(郵便にて第 1 項の規定による手数料を納付すべき対象書類を提出した場合に限る。)で納付しなければならない。
- ⑦国際出願手数料に関しては第 8 条第 15 項を準用する。
- ⑧第 4 項及び第 5 項による減免を受けようとする場合の提出書類に関しては第 7 条第 6 項及び第 7 項を準用する。
- ⑨第 3 項から第 5 項までによる減免を受けることができず、納付した者が減免分の返還を受けようとする場合の提出書類等に関しては第 7 条第 8 項を準用する。

第 11 条(マドリット議定書による国際出願手数料) ①「商標法」第 175 条第 2 項の規定による手数料は、次の各号のとおりである。

1. 国際出願または事後指定申請：次の各目の金額
 - イ. 国際出願書または事後指定申請書を電子文書で提出する場合：每件 5 千ウォン
 - ロ. 国際出願または事後指定申請書を書面で提出する場合：每件 1 万 5 千ウォン
 2. 国際登録存続期間更新申請または国際登録名義変更登録申請：次の各目の金額
 - イ. 申請書を電子文書で提出する場合：每件 3 千ウォン
 - ロ. 申請書を書面で提出する場合：每件 1 万 3 千ウォン
- ②「商標法」第 194 条第 2 項の規定による個別手数料は、次の各号のとおりである。

1. 国際商標登録出願：1 商品類区分毎に 28 万ウォン
 2. 国際登録存続期間更新：1 商品類区分毎に 32 万ウォン
- ③国際商標登録出願に対して指定商品を補正する場合の補正料：每件 1 万ウォン
- ④第 1 項による手数料の納付に関しては第 8 条第 1 項本文及び第 2 項、第 12 項から第 15 項までの規定を準用する。

第 12 条(ヘーグ協定による国際出願手数料) ①特許庁を通じた国際出願をしようとする者は「デザイン保護法」第 178 条第 1 項により、次の各号の区分による送達料を納付しなければならない。

1. 国際出願書を電子文書で提出する場合：1 件毎に 5 千ウォン
 2. 国際出願書を書面で提出する場合：1 件毎に 1 万 5 千ウォン
- ②国際デザイン権の存続期限をヘーグ協定第 17 条(2)により更新しようとする者または国際デザイン登録出願をした者は「デザイン保護法」第 196 条第 1 項により次の各号の区分に従う手数料を納付しなければならない。
1. 国際登録デザイン権の存続期間更新
 - イ. 一部審査出願：ヘーグ協定共通規則の手数料表で定めた標準指定手数料
 - ロ. 審査出願：次の区分による更新手数料
 - 1) 1 次更新手数料(6 年分から 10 年分まで)：1 デザイン毎に 38 万 5 千ウォン
 - 2) 2 次更新手数料(11 年分から 15 年分まで)：1 デザイン毎に 91 万ウォン
 - 3) 3 次更新手数料(16 年分から 20 年分まで)：1 デザイン毎に 105 万ウォン
 2. 国際デザイン登録出願

イ. 一部審査出願：ヘーグ協定共通規則の手数料表で定めた3水準の標準指定手数料

ロ. 審査出願：1デザイン毎に23万9千ウォン

③第1項による送達料の納付期限及び納付方法等に関しては第8条第1項各号外の部分本文、同条第2項及び第12項から第15項までの規定を準用する。

第13条(災難等発生時の手数料等の減免に関する特例) ①特許庁長は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生し、特許料・登録料または手数料の減免が緊急に必要な場合には、第7条第1項から第5項まで及び第10条第4項・第5項にかかわらず、特許庁長が定めるところにより、特許料・登録料または手数料を減免することができる。

1. 「災難及び安全管理基本法」第36条による災難事態または同法第60条による特別災難地域の宣布
2. 「非常対備資源管理法」による非常事態

②第1項により減免を受けることができる者、減免する特許料・登録料または手数料の種類、減免の方法、手続等に関して必要な具体的な事項は、特許庁長が定めて告示する。

第14条(その他の詳細手続等) 第2条から第12条までの施行に関する具体的な事項及び手続等の必要な事項は特許庁長が決めて告示する。

[別表1]特許料(第2条第2項第1号関連)

特許権設定登録日からの年数	金額
第1年から第3年まで	毎年1万5千ウォンに請求範囲の1項毎に1万3千ウォンを加算した金額
第4年から第6年まで	毎年4万ウォンに請求範囲の1項毎に2万2千ウォンを加算した金額
第7年から第9年まで	毎年10万ウォンに請求範囲の1項毎に3万8千ウォンを加算した金額
第10年から第12年まで	毎年24万ウォンに請求範囲の1項毎に5万5千ウォンを加算した金額
第13年から第25年まで	毎年36万ウォンに請求範囲の1項毎に5万5千ウォンを加算した金額

[別表2]実用新案登録料(第3条第2項第1号関連)

実用新案権設定登録日からの年数	金額
第1年から第3年まで	毎年1万2千ウォンに請求範囲の1項毎に4千ウォンを加算した金額
第4年から第6年まで	毎年2万5千ウォンに請求範囲の1項毎に9千ウォンを加算した金額
第7年から第9年まで	毎年6万ウォンに請求範囲の1項毎に1万4千ウォンを加算した金額
第10年から第12年まで	毎年16万ウォンに請求範囲の1項毎に2万ウォンを加算した金額
第13年から第15年まで	毎年24万ウォンに請求範囲の1項毎に2万ウォンを加算した金額

[別表3]デザイン登録料(第4条第2項第1号関連)

デザイン権設定登録日からの年数	金額	
	デザイン審査登録出願	デザイン一部審査登録出願
第1年から第3年まで	1デザイン毎に毎年2万5千ウォン	1デザイン毎に毎年2万5千ウォン
第4年から第6年まで	1デザイン毎に毎年3万5千ウォン	1デザイン毎に毎年3万4千ウォン
第7年から第9年まで	1デザイン毎に毎年7万ウォン	1デザイン毎に毎年3万4千ウォン

第 10 年から第 12 年まで	1 デザイン毎に毎年 14 万ウォン	1 デザイン毎に毎年 3 万 4 千ウォン
第 13 年から第 20 年まで	1 デザイン毎に毎年 21 万ウォン	1 デザイン毎に毎年 3 万 4 千ウォン

付 則<第 341 号、2019.7.9>

第 1 条(施行日) この規則は公布した日から施行する。ただし、第 10 条第 1 項第 3 号イ目及び第 10 条第 4 項の改正規定は公布後 3 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条(抹消登録申請手数料に対する適用例) 第 2 条第 2 項第 6 号、第 3 条第 2 項第 6 号、第 4 条第 2 項第 6 号及び第 5 条第 2 項第 9 号の改正規定は、この規則施行以後「特許権等の登録令施行規則」第 13 条第 1 項第 6 号の規定により、抹消登録を申請するものから適用する。

第 3 条(技術信託管理機関に対する特許料等の減免に関する適用例) 第 7 条第 2 項第 9 号の 3 の改正規定は、この規則施行以後の特許料・実用新案登録料及びデザイン登録料を納付するものから適用する。

第 4 条(平均減免率に関する適用例) 第 7 条第 5 項の改正規定は、この規則施行以後の次の各号に該当するものから適用する。

1. 特許出願、実用新案登録出願、デザイン登録出願、分割出願、変更出願
 2. 特許出願に対する審査請求、実用新案登録出願に対する審査請求、権利範囲確認審判の請求
 3. 特許権、実用新案権またはデザイン権の設定登録のための特許決定、登録決定または登録審決の謄本発送
- 第 5 条(特許証等を電子文書により発給する場合の設定登録料に関する適用例) 第 8 条第 5 項及び第 7 項第 1 号後段の改正規定は、この規則施行以後の設定登録のための特許決定、登録決定または登録審決の謄本が発送されるものから適用する。

第 6 条(特許庁を国際調査機関とする場合の調査料引き下げに従う適用例) 第 10 条第 1 項第 3 号イ目及び第 4 項の改正規定は、この規則施行以後に国際出願するものから適用する。

第 7 条(国際出願に対する審査請求料減免に関する適用例) 第 10 条第 5 項第 1 号及び第 2 号の改正規定は「特許法」第 199 条または「実用新案法」第 34 条により、特許出願または実用新案登録出願とみなす国際出願に対して、この規則施行以後の審査請求するものから適用する。

付 則<第 359 号、2019.12.31>

第 1 条(施行日) この規則は公布した日から施行する。

第 2 条(銀行に対する特許料等の減免に関する適用例) 第 7 条第 2 項第 9 号の 4 の改正規定は、この規則施行当時、第 8 条第 8 項本文による納付期間が過ぎていない場合で、その特許料・実用新案登録料またはデザイン登録料を納付するものから適用する。

第 3 条(優先審査申請料の減免に関する適用例) 第 7 条第 2 項第 11 号の改正規定は、この規則施行以後の優先審査を申請するものから適用する。

付 則<第 410 号、2021.2.15>

第1条(施行日) この規則は、公布した日から施行する。ただし、第2条第1項第10号口目、第3条第1項第8号口目及び第10条第1項第6号・第6号の2・第6号の3の改正規定は、公布後3ヶ月が経過した日から施行する。

第2条(臨時明細書添付の出願の出願料に関する適用例) 第2条第1項第1号イ目及び第3条第1項第1号イ目の改正規定は、この規則施行以後の特許出願または実用新案登録出願する場合から適用する。

第3条(中小企業共同研究に対する特許出願料の減免等に関する適用例) 第7条第2項第1号の改正規定は、この規則施行以後の特許・実用新案登録の出願、審査請求または設定登録をする場合から適用する。

第4条(国際出願に対する追加手数料に関する適用例) 第10条第1項第6号、第6号の2及び第6号の3の改正規定は、付則第1条ただし書による、施行日以後、「特許協力条約」により出願した国際出願から適用する。

第5条(臨時明細書の補正料に関する経過措置) 付則第1条ただし書による、施行日前にした特許出願または実用新案登録出願に添付した臨時明細書の補正料に関しては、第2条第1項第10号口目及び第3条第1項第8号口目の改正規定にかかわらず従前の規定に従う。